

四半期報告書

(第148期第3四半期)

三菱製紙株式会社

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	10
1 【株式等の状況】	10
2 【役員の状況】	11
第4 【経理の状況】	12
1 【四半期連結財務諸表】	13
2 【その他】	21
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	22

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年2月14日

【四半期会計期間】 第148期第3四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)

【会社名】 三菱製紙株式会社

【英訳名】 Mitsubishi Paper Mills Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴木邦夫

【本店の所在の場所】 東京都墨田区両国二丁目10番14号

【電話番号】 (03)5600-1407(直通)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 首藤正樹

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区両国二丁目10番14号

【電話番号】 (03)5600-1407(直通)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 首藤正樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第147期 第3四半期 連結累計期間	第148期 第3四半期 連結累計期間	第147期
会計期間	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
売上高 (百万円)	142,039	150,937	194,856
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△882	2,575	888
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失(△) (百万円)	△3,723	1,813	565
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△6,720	1,457	39
純資産額 (百万円)	45,389	53,486	52,108
総資産額 (百万円)	270,517	276,617	276,305
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は四半期純損失金額(△) (円)	△10.89	5.30	1.65
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	15.9	18.4	17.9

回次	第147期 第3四半期 連結会計期間	第148期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	3.73	3.68

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第147期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 第148期第3四半期連結累計期間及び第147期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) セグメント情報」の「2. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照下さい。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間の当社グループを取り巻く環境は、景気の低迷や輸入紙増加による洋紙国内市場への影響等により、依然として厳しいまま推移いたしました。このような状況下、「第1次中期経営計画」に基づき、洋紙事業の復興と成長に向けての収益基盤強化を基本方針として取り組んでまいりました。

紙・パルプ事業につきましては、前期は震災により八戸工場の操業度が低下し販売数量が大きく減少いたしましたが、前期中に全面復旧しており販売数量・金額とも大幅に増加いたしました。また、昨年夏より主力の八戸工場において生産調整を実施してまいりました。

イメージング事業につきましては、国内需要は低迷したものの、写真感光材料を中心に海外市場での拡販に努めました結果、販売金額は増加いたしました。

機能材事業につきましては、自動車エアコン用フィルター、逆浸透膜支持体など当社の技術力を生かした新規開発商品の立ち上げを進めました。また、KJ特殊紙株式会社を子会社化したことにより販売金額は増加いたしました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の連結売上高は1,509億3千7百万円（前年同四半期比6.3%増）となりました。損益面では、期後半以降の洋紙国内市場の悪化による価格安、数量減等の影響がありましたが、八戸工場の全面復旧による販売数量増加、工場の生産性向上等によるコストダウン効果の増益要因が大きく、連結経常利益は25億7千5百万円となり、前年同四半期に比べ34億5千8百万円改善いたしました。連結四半期純利益につきましては、18億1千3百万円となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

○紙・パルプ事業

主力製品である印刷・情報用紙につきましては、景気の低迷や輸入紙増加の影響により国内市場環境は厳しい状況となっておりますが、前期における震災による大幅な数量減の状況から震災前レベルへの回復に努めました結果、販売数量・金額とも増加いたしました。

欧州子会社におきましては、感熱紙を中心とした拡販の結果、販売数量・金額とも増加いたしました。

パルプにつきましては、販売数量・金額とも増加いたしました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の紙・パルプ事業の売上高は1,187億4千1百万円となり、前年同四半期に比べ48億3百万円増加し、営業利益は22億5百万円と、前年同四半期に比べ27億7千1百万円増加いたしました。

○イメージング事業

写真感光材料につきましては、世界的な需要減少傾向のなか拡販に努めました結果、写真印画紙・原紙とも販売数量・金額は増加いたしました。

インクジェット用紙につきましては、海外販売強化を進め、欧米、アジアへの販売が増加いたしましたものの、国内需要の低迷により、販売数量・金額とも減少いたしました。

印刷製版材料につきましては、環境配慮型のC T P印刷版を中心に拡販に注力いたしましたものの、アナログ感材の減少を補いきれず、販売数量・金額とも減少いたしました。

この結果、当第3四半期連結累計期間のイメージング事業の売上高は301億8千8百万円となり、前年同四半期に比べ6億3千4百万円増加し、営業利益は3億3千9百万円と、前年同四半期に比べ4億2百万円増加いたしました。

○機能材事業

不織布等の販売金額は増加いたしましたが、海外向け家電用フィルター等の販売金額は減少いたしました。また、K J 特殊紙株式会社の子会社化により、当第3四半期連結累計期間の機能材事業の売上高は104億4千4百万円となり、前年同四半期に比べ36億4千2百万円増加し、営業利益は2億4千4百万円と、前年同四半期に比べ5千6百万円減少いたしました。

○その他

その他につきましては、工務関連子会社、倉庫・運送関連子会社の売上高減少等により、当第3四半期連結累計期間の売上高は125億2千3百万円となり、前年同四半期に比べ23億5千7百万円減少し、営業利益は2億3千1百万円と、前年同四半期に比べ2億4千9百万円減少いたしました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の資産は、有形固定資産、投資有価証券の減少等があったものの、たな卸資産の増加等により前連結会計年度末に比べ3億1千1百万円増加し、2,766億1千7百万円となりました。

負債は、有利子負債の増加等があったものの、支払手形及び買掛金、流動負債（その他）に含まれる設備関係支払手形の減少等により前連結会計年度末に比べ10億6千6百万円減少し、2,231億3千万円となりました。

純資産は、利益剰余金の増加等により前連結会計年度末に比べ13億7千8百万円増加し、534億8千6百万円となりました。

自己資本比率は、前連結会計年度末に比べ0.5ポイント増加し、18.4%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

○ 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社が生み出した利益を株主の皆様に還元していくことで企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じ当社株主となられた方々にお支えいただくことを原則としつつも、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得を目指す者及びそのグループの者（以下「買収者等」といいます）による支配株式の取得により、このような当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、「第1次中期経営計画」等を策定し、全社を挙げて取り組んでおり、企業価値ないし株主の皆様共同の利益を守ってまいります。また、コンプライアンスの徹底や環境貢献施策の取組みを行い、顧客、株主、地域社会その他関係者の皆様からの信頼に応えていく企業を目指してまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に則り、平成19年5月25日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「旧プラン」といいます）の導入を決議し、平成19年6月28日開催の第142回定時株主総会において、旧プランについて株主の皆様のご承認をいただきました。

当社は、平成22年6月29日開催の第145回定時株主総会の終結時をもって旧プランが期限を迎えるにあたり、その後の対応につき検討を重ねた結果、平成22年5月24日開催の取締役会において、旧プランに所要の変更を行った上で（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます）継続することを決議し、第145回定時株主総会において、継続について株主の皆様のご承認をいただきました。また、当社は、上記継続に伴い、独立委員会委員として、従前と同様、片岡義広氏、品川知久氏、竹原相光氏の3氏を選任いたしました。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成22年5月24日付けプレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご覧下さい。

（参考URL：<http://www.mpm.co.jp/cir/pdf/20100524.pdf>）

イ. 本プラン導入の目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求ることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を実現することを目的とします。

ロ. 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

(a) 対象となる大規模買付行為

当社株式に関して、大要、次の1)から3)のいずれかの行為がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- 1) 当社株式に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとします）が20%以上となる取得
- 2) 当社株式に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします）とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる取得
- 3) 当社の特定の株主が、当社の他の株主との間で当社株式の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、またはかかる両株主の間に支配関係もしくは協働関係を樹立する行為（ただし、当該両株主の株券等保有割合が20%以上となる場合に限ります）

(b) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、意向表明書および大規模買付情報を提出・提供していただきます。

(c) 取締役会評価期間の設定等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株式の買付けが行われる場合には60日間、それ以外の態様による大規模買付行為の場合には90日間の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、企図されている大規模買付行為について評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとします。

(d) 独立委員会の勧告および取締役会による決議

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつき重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。

(e) 対抗措置の具体的な内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てによるものとします。

ハ. 本プランの特徴

(a) 基本方針の制定

本プランは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を制定した上で、導入されたものです。

(b) 独立委員会の設置

当社は、本プランの必要性および相当性を確保するために独立委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合は、その判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(c) 株主総会における本プランの承認

本プランによる買収防衛策の継続につきましては、平成22年6月29日開催の第145回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

(d) 適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

(e) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成22年6月29日開催の第145回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。

ニ. 株主の皆様への影響

(a) 旧プランの本プランへの改定時における株主の皆様への影響

旧プランの本プランへの改定時には、株主の皆様の法的権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えておりません。

(b) 新株予約権の発行時に株主の皆様へ与える影響

対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われた場合においても、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるもの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、本プランの定める例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

④ 上記の取組みに対する取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記②に記載した、基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を高めるための具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うものと考えます。

また、当社取締役会は、前記③イ記載のとおり、本プランは企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上という目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものと考えます。特に本プランは、1) 株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合にはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様の意思にからしめられている点において株主の皆様のご意思を重視していること、2) 独立性の高い独立委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経る仕組みとなっていること、3) 対抗措置の発動、不発動または中止に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていること等から、当社取締役会としては、本プランは当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は9億4千5百万円であります。

(5) 従業員数

① 連結会社の状況

当第3四半期連結累計期間において、連結会社の従業員数の著しい増減はありません。

② 提出会社の状況

当第3四半期累計期間において、提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第3四半期連結累計期間において、紙・パルプ事業及び機能材事業の生産実績及び機能材事業の販売実績が著しく増加しております。

その内容等については「(1) 業績の状況」をご覧下さい。

(7) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	900,000,000
計	900,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	342,584,332	342,584,332	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株であります。
計	342,584,332	342,584,332	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年12月31日	—	342,584,332	—	32,756	—	7,523

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日（平成24年9月30日）に基づく株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 538,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 312,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 340,290,000	340,290	—
単元未満株式	普通株式 1,444,332	—	—
発行済株式総数	342,584,332	—	—
総株主の議決権	—	340,290	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式507株及び兵庫クレー株式会社所有の相互保有株式500株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成24年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三菱製紙株式会社	東京都墨田区両国二丁目10番14号	538,000	—	538,000	0.16
(相互保有株式) 兵庫クレー株式会社	兵庫県神崎郡神河町比延48番地の1	312,000	—	312,000	0.09
計	—	850,000	—	850,000	0.25

(注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株（議決権1個）あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式に含まれております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	13,306	11,903
受取手形及び売掛金	※3 50,121	※3 51,676
商品及び製品	28,945	32,633
仕掛品	6,859	7,461
原材料及び貯蔵品	10,297	11,453
その他	7,058	7,228
貸倒引当金	△493	△349
流动資産合計	116,096	122,008
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	33,763	32,653
機械装置及び運搬具（純額）	66,534	65,776
土地	22,369	22,361
建設仮勘定	3,199	2,263
その他（純額）	3,337	3,242
有形固定資産合計	129,203	126,297
無形固定資産		
その他	461	424
無形固定資産合計	461	424
投資その他の資産		
投資有価証券	24,879	22,821
その他	6,894	5,516
貸倒引当金	△1,229	△452
投資その他の資産合計	30,544	27,886
固定資産合計	160,209	154,608
資産合計	276,305	276,617

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※3 30,623	※3 28,932
短期借入金	87,260	78,307
コマーシャル・ペーパー	—	6,000
1年内償還予定の社債	650	—
未払法人税等	316	200
その他	※3 25,034	※3 15,816
流動負債合計	143,885	129,257
固定負債		
長期借入金	68,573	82,871
退職給付引当金	7,257	7,177
その他	4,481	3,824
固定負債合計	80,312	93,872
負債合計	224,197	223,130
純資産の部		
株主資本		
資本金	32,756	32,756
資本剰余金	19,716	7,523
利益剰余金	△4,989	9,017
自己株式	△137	△138
株主資本合計	47,345	49,158
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,949	1,510
為替換算調整勘定	189	173
その他の包括利益累計額合計	2,138	1,684
少数株主持分	2,624	2,643
純資産合計	52,108	53,486
負債純資産合計	276,305	276,617

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
売上高	142,039	150,937
売上原価	120,293	126,157
売上総利益	21,746	24,779
販売費及び一般管理費	21,759	21,795
営業利益又は営業損失（△）	△13	2,983
営業外収益		
受取利息	51	40
受取配当金	483	541
為替差益	—	376
その他	871	850
営業外収益合計	1,405	1,808
営業外費用		
支払利息	1,686	1,995
為替差損	311	—
その他	277	220
営業外費用合計	2,274	2,216
経常利益又は経常損失（△）	△882	2,575
特別利益		
固定資産処分益	240	2
負ののれん発生益	849	33
投資有価証券売却益	1	763
退職給付信託一部返還に伴う影響額	2,106	—
補助金収入	—	236
受取保険金	1,851	—
その他	186	9
特別利益合計	5,234	1,045
特別損失		
固定資産処分損	172	213
災害による損失	5,023	—
投資有価証券評価損	615	36
特別退職金	158	21
移転関連費用	—	174
適格退職年金制度終了損	3,217	—
その他	63	75
特別損失合計	9,251	521
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失（△）	△4,900	3,099
法人税等	△739	1,193
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失（△）	△4,160	1,906
少数株主利益又は少数株主損失（△）	△437	92
四半期純利益又は四半期純損失（△）	△3,723	1,813

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失(△)	△4,160	1,906
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△2,414	△429
為替換算調整勘定	△117	△14
持分法適用会社に対する持分相当額	△27	△5
その他の包括利益合計	△2,559	△448
四半期包括利益	△6,720	1,457
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△6,051	1,358
少数株主に係る四半期包括利益	△668	98

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響額は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入等に対し、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
従業員（財形住宅資金等）	1,494百万円	従業員（財形住宅資金等）
フォレスター・ティエラ・チレーナLtda.	986百万円	フォレスター・ティエラ・チレーナLtda.
その他 4件	319百万円	その他 1件
合計	2,799百万円	合計
		2,284百万円

2 債権流動化に伴う遡及義務

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
	1,727百万円	1,115百万円

※3 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済しております。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
受取手形	1,568百万円	1,289百万円
支払手形	558百万円	550百万円
設備関係支払手形	260百万円	43百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
減価償却費	6,813百万円	8,279百万円
負ののれんの償却額	134百万円	153百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日）

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日）

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は、平成24年5月29日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づく定款の定めにより、資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について決議され、同日付けで資本準備金のうち12,158百万円をその他資本剰余金に振り替えた後、その他資本剰余金12,193百万円及び別途積立金3,500百万円を繰越利益剰余金の欠損填補に充当いたしました。

この結果、当第3四半期連結会計期間末において、資本剰余金が7,523百万円、利益剰余金が9,017百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日）

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	紙・パルプ 事業	イメージ ング事業	機能材事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	111,340	19,925	4,968	136,234	5,805	142,039	—	142,039
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,596	9,628	1,834	14,059	9,076	23,136	△23,136	—
計	113,937	29,554	6,802	150,294	14,881	165,175	△23,136	142,039
セグメント利益 又は損失(△)	△565	△63	300	△328	481	153	△166	△13

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、倉庫・運輸関連業、エンジニアリング業等を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失の調整額△166百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△23百万円、セグメント間取引消去△142百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日）

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	紙・パルプ 事業	イメージ ング事業	機能材事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	115,886	21,580	8,441	145,907	5,029	150,937	—	150,937
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,854	8,608	2,003	13,467	7,494	20,961	△20,961	—
計	118,741	30,188	10,444	159,375	12,523	171,899	△20,961	150,937
セグメント利益	2,205	339	244	2,789	231	3,020	△36	2,983

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、倉庫・運輸関連業、エンジニアリング業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額△36百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△20百万円、セグメント間取引消去△15百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

報告セグメントについて、前連結会計年度まで「紙・パルプ事業」「I & D事業」及び「その他」の区分によっておりましたが、組織変更に伴いカンパニー制を廃止し、「I & D事業」は「イメージング事業」及び「機能材事業」に区分方法を変更しております。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成しており、前第3四半期連結累計期間の「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に記載しております。

また、会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更したため、報告セグメントの減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

当該変更による各報告セグメントのセグメント利益に与える影響額は軽微であります。

(1 株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額(△)	△10.89円	5.30円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は 四半期純損失金額(△)(百万円)	△3,723	1,813
普通株式に係る四半期純利益金額 又は四半期純損失金額(△)(百万円)	△3,723	1,813
普通株式の期中平均株式数(株)	341,948,927	341,936,175

(注) 1 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月8日

三菱製紙株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神	尾	忠	彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北	澄	和	也	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	唐	澤	正	幸	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱製紙株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱製紙株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年2月14日

【会社名】 三菱製紙株式会社

【英訳名】 Mitsubishi Paper Mills Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴木邦夫

【最高財務責任者の役職氏名】 —

【本店の所在の場所】 東京都墨田区両国二丁目10番14号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長鈴木邦夫は、当社の第148期第3四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。